

独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第71号

制定	平成19年	3月30日
一部改正	平成27年	3月31日
一部改正	平成29年	6月23日
一部改正	平成30年	11月15日
一部改正	令和4年	1月5日
全部改正	令和4年	9月14日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における公的研究費等を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動上の不正行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 次に掲げる行為を、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠って行うことをいう。
 - (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
 - (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
 - (3) 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）
 - イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。）や不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないことをいう。）等のうち、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 二 研究者等 機構に雇用されている者及び機構の施設や設備を利用している者のうち、公的研究費等を用いた研究に従事している者又は携わる者をいう。
- 三 学校等 各国立高等専門学校と機構本部をいう。
- 四 学校長等 機構が設置する高等専門学校の校長と機構本部事務局長をいう。
- 五 公的研究費等 次に掲げるものをいう。
 - ア 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）

- イ 地方公共団体からの助成金及び補助金
- ウ その他機構の責任において管理すべき経費

(研究者等の責務)

- 第3条** 研究者等は，研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず，また，他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は，研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。
 - 3 研究者等は，研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに，第三者による検証可能性を担保するため，実験・観察記録ノート，実験データその他の研究資料等，研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し，開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。
 - 4 研究資料等の保存期間は，原則として，当該研究成果の発表から10年間（試料や標本などの有体物は5年間）とする。ただし，法令や契約等に保存・管理の期間に係る別途定めがある場合は，当該期間によるものとする。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

- 第4条** 機構における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する措置に関する最終責任を負う者として，最高管理責任者を置き，理事長をもって充てる。

(総括責任者)

- 第5条** 機構における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し，法人全体を統括する権限と責任を有する者として，総括責任者を置き，研究担当理事をもって充てる。

(学校等責任者)

- 第6条** 学校等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として，各学校等に学校等責任者を置き，当該学校等の学校長等をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条** 研究者等に対する研究倫理教育について権限と責任を有する者として，研究倫理教育責任者を置き，当該学校等の学校長等をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は，当該学校等に所属する研究者等に対し，研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発等

(告発等の受付窓口)

第8条 告発又は告発の相談（以下「告発等」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、機構本部事務局研究推進課に、受付窓口（以下「告発等窓口」という。）を置くものとする。

（告発の受付体制）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発等窓口に対して告発を行うことができる。

2 総括責任者は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示された告発を受け付ける。

3 告発等窓口の責任者は、告発等の内容を速やかに、総括責任者に報告し、総括責任者は、告発等の受付の可否を判断する。

4 総括責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、これを受け付けることができる。

5 告発等窓口の責任者は、告発が匿名による場合を除き、告発の受付の可否を、告発者に通知するものとする。

6 総括責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。

7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、総括責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発等窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発等窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発等窓口の責任者は、総括責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、総括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発等窓口の教職員の義務）

第11条 告発の受付に当たっては、告発等窓口の教職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発等窓口の教職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、

書面，ファクシミリ，電子メール，電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないような措置を講ずるなど，適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は，告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 この規則に定める業務に携わる全ての者は，業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。機構から籍が離れた後も，同様とする。

2 最高管理責任者及び総括責任者は，告発者，被告発者，告発内容，調査内容及び調査経過について，調査結果の公表に至るまで，告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう，これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者及び総括責任者は，当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は，告発者及び被告発者の了解を得て，調査中であっても，調査事案について公に説明することができる。ただし，告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは，当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者，総括責任者又はその他の関係者は，告発者，被告発者，調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは，告発者，被告発者，調査協力者及び関係者等の人権，名誉及びプライバシー等を侵害することのないように，配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は，告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために，適切な措置を講じなければならない。

2 機構に所属する全ての者は，告発をしたことを理由として，当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者又は学校等責任者は，告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）その他関係規則（以下「機構就業規則等」という。）に基づき，その者に対して懲戒処分又は訓告等（次条及び第37条において「懲戒処分等」という。）を行うものとする。

4 最高管理責任者又は学校等責任者は，悪意に基づく告発であることが判明しない限り，単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇，配置転換，懲戒処分，降格その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 機構に所属する全ての者は，相当な理由なしに，単に告発がなされたことのみをもって，当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者又は学校等責任者は，相当な理由なしに，被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は，機構就業規則等に基づき，その者に対して懲戒処分等を行うものとする。

- 3 最高管理責任者又は学校等責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置転換、懲戒処分、降格その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第15条** 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発のうち、不正とする科学的な合理性のある理由が示されないものをいう。以下同じ。）を行ってはならない。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第16条** 第9条に基づく告発を受け付けた場合又は機構がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、総括責任者は、被告発者が所属する学校等に、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、3名以上の委員によって構成するものとし、学校長等が、総括責任者と協議の上、指名する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うものとする。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第17条** 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第18条** 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。
- 2 総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、最高管理責任者と協議の上、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

- 3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、当該事案に係る資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る公的研究費等の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第19条** 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員の半数以上は、機構に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 総括責任者が指名した者 1名以上
 - 二 研究分野の知見を有する者 1名以上
 - 三 法律の知識を有する外部有識者 1名以上

(本調査の通知)

- 第20条** 総括責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、総括責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 総括責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第21条** 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
 - 4 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を設けなければならない。
 - 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性

を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに再実験等に必要な機器の使用や経費の執行等を、調査委員会が合理的に必要と判断される範囲内で保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 2 2 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 2 3 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が機構でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 2 4 条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 2 5 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 2 6 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、被告発者の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 2 1 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 2 7 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 1 5 0 日以内に調査した内容

をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて悪意に基づく告発と判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者及び総括責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第29条 総括責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。最高管理責任者は、被告発者が機構以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 悪意に基づく告発と認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立

てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。総括責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第21条に準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者及び総括責任者に報告するものとし、報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者及び総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 総括責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは、告発者に対してその旨通知し、告発者から不服申立てがあったときは、被告発者に対してその旨通知するものとする。また、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知するものとし、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第31条** 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合にあつては、調査委員会は、直ちに最高管理責任者及び総括責任者に報告するものとし、報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者及び総括責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 総括責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。なお、最高管理責任者は、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が機構以外の機関に所属している場合は、同結果をその所属機関にも通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、同結果を報告

する。

(調査結果の公表)

- 第32条** 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第33条** 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、被認定者が所属する学校等の学校等責任者を通じて、公的研究費等の一時的な支出停止等の措置を講じるものとする。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する公的研究費等の支出停止等を依頼された場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(公的研究費等の使用中止)

- 第34条** 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び公的研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、被認定者が所属する学校等の学校等責任者を通じて、直ちに公的研究費等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 3 5 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を、最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 3 6 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった公的研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(懲戒処分等)

第 3 7 条 最高管理責任者又は学校等責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、機構就業規則等に基づき、被認定者に対して懲戒処分等を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、懲戒処分等の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 3 8 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する学校等責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、前2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則 (平成19年3月30日 制定)

この規則は、平成19年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 一部改正)

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日 一部改正）

この規則は、平成 29 年 6 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 11 月 15 日 一部改正）

この規則は、平成 30 年 11 月 15 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 5 日 一部改正）

この規則は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 14 日 全部改正）

この規則は、令和 4 年 9 月 14 日から施行する。